

国民健康保険だより

▼国民健康保険限度額適用認定証の更新について

限度額適用認定証は、毎年 8 月 1 日に切り替わります。

現在の有効期限は平成 28 年 7 月 31 日(日)までとなっており、8 月以降も認定証が必要な場合は、身分証明書と印鑑、マイナンバーを確認できる書類(通知カード等)を持参のうえ 7 月 19 日(火)以降に窓口で申請してください。

▼ジェネリック医薬品に関するお知らせを発送します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間満了後に同等の品質で製造販売される低価格の薬です。現在服用している新薬からジェネリック医薬品に切り

替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知を、設定条件に該当した方を対象に 7 月下旬に発送します。

通知を受け取られた方は、薬の切替えの参考としてご活用ください。なお、3 月までは各月の下旬に同様の通知を発送する予定です。

▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

高齢受給者証(対象は 70 歳以上 75 歳未満の方)は、毎年 8 月 1 日に切り替わります。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は平成 28 年 7 月 31 日(日)です。8 月 1 日以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行ったうえで、7 月中旬に簡易書留で送付します。

【問合せ】保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1640

年金だより

▼障害年金を受けている方は「現況届」の提出を忘れずに!

次の①・②に該当する方に、青年年金事務所から「現況届」が郵送されています。

- ① 20 歳前の病気・けがによる障害基礎年金を受けている方
- ② 障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届出は、8 月から翌年 7 月までの年金の受給を決める大切な手続きです。必要事項をご記入のうえ、7 月 30 日(土)までに市役所 1 階 5 番保険年金課 保険年金係(〒197-8501 福生市本町 5)へ提出してください(郵送可)。

※この年金の受給には所得制限があるため、前年所得の調査をさせていただきます。平成 28 年 1 月 2 日以降に福生市に転入された方は、平成 28 年度(平成 27 年中)の所得を証明する書類を必ず提出してください。

【問合せ】保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1670

ご存じですか? 「女性活躍推進法」

平成 27 年 9 月 4 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布・施行されました。

この法律は 10 年間の時限立法で、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的として制定されたものです。

これにより、女性の活躍推進に向け、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等の数値目標を盛り込んだ事業主行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に役立つ情報の公表が、事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられました。(行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行)

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等については努力義務とされています。

詳しくは、内閣府ホームページ(http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/) または厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>) をご覧ください。

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590



後期高齢医療だより

①後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成 27 年中の所得に基づき算定された平成 28 年度の保険料額決定通知書をお送りしました。4 月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

＜保険料＞被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は 2 年ごとに見直され、原則、東京都内でも一律です。

＜保険料の決め方＞ 保険料年額(限度額 57 万円)

【均等割額】被保険者 1 人当たり 42,400 円

【所得割】賦課のもととなる所得金額 × 9.07%

※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が 9 割軽減となり、所得割額はかかりません。

＜保険料の納め方＞ 納付方法は、原則、年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)により納めていただきます。

※新たに後期高齢者医療制度に加入された方は、しばらくの間は普通徴収となります。事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市の担当窓口にご相談ください。

▼保険料支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

【手続き方法】年金から引き落とし(特別徴収)の対象となる方が口座振替に変更する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要です。後期高齢者医療被保険者証、銀行等の通帳、通帳の届出印を持参し、保険年金課後期高齢医療係の窓口で申請してください。

※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをした方は、口座振替のご本人控え、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持参し、保険年金課後期高齢医療係の窓口で年金天引き中止の手続きをして

ください(申出書を受理してから年金天引きが中止になるまでに 2、3 か月ほどかかります)。

▼社会保険料控除について

後期高齢者医療の保険料は、確定申告や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

年金から引き落としの方は、その年金受給者本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、保険料をお支払いいただいた口座名義の方に適用されます。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

▼後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストア等で納付できます

納付書で後期高齢者医療保険料を納付されている方は、平成 28 年度の保険料から、コンビニエンスストア等で納付できるようになりました。詳しくは、平成 28 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封したお知らせをご覧ください。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

②後期高齢者医療の被保険者証が 8 月から新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(オレンジ色)の有効期限は 7 月 31 日(日)までです。8 月 1 日(月)から使用する新しい被保険者証(藤色)は、7 月中旬に簡易書留・転送不要郵便で送付します。不在の場合は郵便受けに「郵便物お預かりのお知らせ」が入りますので、郵便局に連絡し再配達を依頼するか、直接郵便局へ受け取りに行ってください。なお、郵便局の保管期間を過ぎると被保険者証は市へ戻されます。8 月になっても被保険者証が届かない場合は、保険年金課後期高齢医療係へお問い合わせください。また、有効期限が切れた被保険者証(オレンジ色)は使用できなくなりますので、8 月 1 日(月)以降に保険年金課後期高齢医療係にお返しいただくか、ご自身で破棄してください。

▼8 月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、世帯の住民税課税所得により、1 割または 3 割となります。平成 28 年度住民税課税所得(平成 27 年中の所得で算出)により、8 月からの一部負担金の割合を見直します。

【1 割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が、いずれも住民税課税所得が 145 万円未満の場合

【3 割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が 145 万円以上の方がいる場合

▼3 割負担の方でも次の条件を満たす方は、1 割負担になります

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が、
【1 人の場合】前年の収入額が 383 万円未満※被保険者と同じ世帯に 70 歳から 74 歳までの方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が 520 万円未満のときも 1 割負担となります。

【2 人以上の場合】前年の収入合計額が 520 万円未満

該当すると思われる方には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を 7 月上旬に送付しましたので、保険年金課後期高齢医療係に申請してください。認定されると 3 割から 1 割に変更となります。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」)を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

現在交付している減額認定証の有効期限は 7 月 31 日(日)です。過去に減額認定証を交付された方で、平成 28 年度住民税非課税世帯の方には、8 月 1 日(月)から使用する新しい減額認定証を 7 月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。※新たに減額認定証の対象になると思われる方には、7 月下旬に申請書を送付しますので、保険年金課後期高齢医療係で申請してください。有効期限が切れた減額認定証は使用できなくなりますので、現在ご使用の減額認定証は 8 月 1 日(月)以降に保険年金課後期高齢医療係にお返しいただくか、ご自身で破棄してください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767